

(仮称)平塚市学校給食センター整備・運営事業

実施方針

令和3年4月21日

神奈川県平塚市

神奈川県平塚市（以下「市」という。）は、民間の資金、経営能力及び技術能力の活用により、財政資金の効率的かつ効果的活用を図るため、「（仮称）平塚市学校給食センター整備・運営事業」（以下「本事業」という。）を「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI 法」という。）に基づく事業として実施する方針としている。

本実施方針は、PFI 法に基づく特定事業の選定及び当該特定事業を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）の選定を行うにあたって、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」「PFI 事業実施プロセスに関するガイドライン」等に則り、本事業の実施に関する方針として定めたものである。

— 目 次 —

第 1 特定事業の選定に関する事項	1
1 事業内容に関する事項	1
2 特定事業の選定及び公表に関する事項	4
第 2 事業者の募集及び選定に関する事項	6
1 事業者選定に関する基本的事項	6
2 事業者の募集及び選定の手順	6
3 入札参加者の備えるべき参加資格要件	9
4 審査及び選定に関する事項	13
第 3 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	14
1 責任分担に関する基本的な考え方	14
2 予想されるリスクと責任分担	14
3 市による事業の実施状況の監視（モニタリング）	14
第 4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	18
1 立地条件	18
2 施設要件	18
第 5 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項	19
第 6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	19
1 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合	19
2 市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合	19
3 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合	19
4 金融機関と市の協議（直接協定）	19
5 その他	19
第 7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	20
第 8 その他特定事業の実施に関し必要な事項	20
1 議会の議決	20
2 情報公開及び情報提供	20
3 入札参加に伴う費用負担	20
4 実施方針等に関する問合せ先	20

別紙 建設予定地位置図

様式 1 実施方針等に関する（説明会・現地見学会）の参加申込書

様式 2 直接対話 1 回目の参加申込書

様式 3 実施方針等に関する質問書

様式 4 実施方針等に関する意見書

第1 特定事業の選定に関する事項

1 事業内容に関する事項

(1) 事業名

(仮称)平塚市学校給食センター整備・運営事業

(2) 公共施設の管理者の名称

平塚市長 落合 克宏

(3) 事業の目的

市の小学校(分校を除く)28校では、主食(御飯、パンなど)おかず、牛乳を提供する完全給食を実施している。このうち21校を共同調理場方式(センター方式)とし、東部学校給食共同調理場(以下「東部調理場」という。)(受配校:11校)と北部学校給食共同調理場(以下「北部調理場」という。)(受配校:10校)で調理し、給食を提供している。また、このほかの7校を単独調理場方式(自校式)とし、各校に設けられた給食調理室で調理し、給食を提供している。

しかし、分校を除く小学校28校中21校の給食を賄っている東部調理場と北部調理場については、耐震性能不足や著しい老朽化、現在の学校給食衛生管理基準を満たした施設となっていないなど安全・安心な給食提供に関して課題を抱えている。

一方、分校を除く中学校15校では、家庭から弁当を持参することを基本とし、牛乳のみを提供するミルク給食を実施している。また、生徒が弁当を持参できない時のために、当日の朝に注文ができる業者弁当の販売を実施している。

しかし、中学校給食については、家庭環境や社会情勢の変化がある中で中学校給食を望む声が高まってきたことから、「平塚市中学校昼食検討委員会」を設置し、様々な角度から中学校での昼食のあり方について議論を進め、完全給食の実施をすることが望ましいと結論を得た。

以上を踏まえ、中学校完全給食の実現とともに、この2場の統合・移転を含む新たな学校給食センターを整備し、学校給食衛生管理基準等を満たす安全・安心な学校給食の提供を確保し、効率的な学校給食事業の実現を目指すものである。

(4) 事業の対象となる公共施設等

(仮称)平塚市学校給食センター(外構、付帯施設を含め、以下「本施設」という。)

(5) 市の学校給食に係る基本構想・基本計画

「平塚市学校給食基本構想・基本計画」参照

http://www.city.hiratsuka.kanagawa.jp/kyoiku/page26_00003.html

(6) 事業の手法

本事業は、PFI法に基づき、事業者が本施設の整備等を行い、その事業期間内において本施設の維持管理及び運営を行うものである。

(7) 事業の内容

ア 施設概要

- (ア) 所在地 平塚市田村九丁目（別紙参照）
- (イ) 敷地面積 約 16,170 m²
- (ウ) 提供食数 1日当たり 15,000 食
- (エ) 対象学校 36 校（小学校 21 校、中学校 15 校）

イ 事業方式

P F I 法に基づき、市と事業契約を締結し、事業者自らが本施設を設計・建設し、施設の所有権を市に移管した後、本施設の維持管理及び運営等を行う B T O (Build Transfer Operate) 方式とする。

ウ 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約締結日から令和 21 年 3 月末までとする。

エ 業務範囲

事業者が行う業務の範囲は次のとおりとする。

- (ア) 施設整備業務
 - a 事前調査業務
 - b 設計業務（基本設計・実施設計）
 - c 工事監理業務
 - d 建設業務
 - e 建設に伴う各種許認可申請等の手続業務
 - f 調理設備調達業務
 - g 調理備品調達業務
 - h 食器・食缶等調達業務
 - i 事務備品調達業務
 - j 配膳室の什器、備品等調達業務
 - k 配送車調達業務
 - l 近隣対応・周辺対策業務
 - m 中間検査・竣工検査及び引き渡し業務
 - n その他これらを実施する上で必要な関連業務
- (イ) 開業準備業務
 - a 各種設備・備品等の試運転
 - b 什器備品台帳・調理設備台帳の作成
 - c 開業準備期間中の施設の維持管理
 - d 本件施設及び運営備品の取扱いに対する習熟
 - e 従業員等の研修
 - f 調理リハーサル
 - g 配送リハーサル
 - h 給食提供訓練業務
 - i 試食会の開催支援
 - j 施設説明資料の作成
 - k 映像資料の作成
 - l その他これらを実施する上で必要な関連業務

- (ウ) 維持管理業務
 - a 建築物保守管理業務
 - b 建築設備保守管理業務
 - c 外構等保守管理業務
 - d 調理設備保守管理業務
 - e 各種備品保守管理業務
 - f 清掃業務
 - g 警備業務
 - h 長期修繕計画作成業務
 - i その他これらを実施する上で必要な関連業務
- (エ) 運營業務
 - a 食材検収補助業務
 - b 調理業務（アレルギー等対応食を含む。）
 - c 配送・回収業務
 - d 洗浄等処理業務
 - e 廃棄物処理業務
 - f 運営備品保守管理業務（調理備品の修繕・補充・更新業務、食器・食缶等の修繕・補充・更新業務を含む。）
 - g 配送車維持管理業務
 - h 衛生管理業務（従事者の健康管理を含む。）
 - i 配送校内での配膳業務
 - j 食育・喫食促進支援業務
 - k 広報支援業務（見学者対応支援を含む。）
 - l その他これらを実施する上で必要な関連業務

（参考）運営に関して市が実施する主な業務は次のとおり。

- ・献立作成
- ・食材調達
- ・食材検収・保管
- ・学校給食費の徴収管理
- ・食数調整
- ・検食・保存食の管理
- ・児童・生徒への食育業務
- ・見学等への対応

オ 事業者の収入

本事業における事業者の収入は以下のとおりであり、市が事業者からサービスを購入する形態の事業である。

- (ア) 市は、事業者が実施する施設整備業務への対価の一部として、あらかじめ定める額を施設整備一時支払金として事業者に支払う。施設整備一時支払金の財源は、交付金、地方

債等を想定しているが、対象となる費用や金額等の詳細については、入札説明書等で提示する。

- (イ) 市は、事業者が実施する施設整備業務への対価について、(ア)に規定する施設整備一時支払金を控除した額を、割賦料として維持管理・運営期間にわたり元利均等方式により事業者を支払う。
- (ロ) 市は、事業者が実施する本施設の維持管理及び運営の対価を、維持管理・運営期間にわたって事業者を支払う。なお、物価変動に基づき、見直しを行う。
- (エ) 維持管理及び運営の対価は、固定料金と変動料金で構成するものとする。固定料金には、本施設の保守管理、清掃、警備及び車両調達並びに提供食数に関係なく生じる人件費及び光熱水費等に係る費用が含まれ、変動料金には、提供食数に応じて変動する調理人件費、光熱水費等に係る費用が含まれることを想定しているが、詳細については入札説明書等で提示する。
- (オ) 開業準備に係る対価については、開業準備業務の終了後に一括で事業者へ支払う。

(8) 事業の実施スケジュール

ア 落札者の決定	令和3年12月
イ 事業契約の仮契約	令和4年1月
ウ 事業契約の締結	令和4年3月
エ 本施設の設計・建設	事業契約締結日～令和6年6月(約2年3か月)
オ 本施設の引渡し	令和6年6月
カ 開業準備	令和6年7月～令和6年8月(約2か月)
キ 維持管理・運営	令和6年9月～令和21年3月末(約14年7か月)

(9) 法令等の遵守

本事業を実施するにあたっては、関係法令等を遵守すること。

2 特定事業の選定及び公表に関する事項

特定事業とは、公共施設等の整備等に関する事業であって、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することにより効率的かつ効果的に実施されるものをいう(P F I 法第2条第2項)。

(1) 選定方法

市は、実施方針及び要求水準書(案)(以下「実施方針等」という。)の公表及び実施方針等に関する質問回答・意見等の手続きを経て、市自らが本事業を実施する場合と比較して、事業者が実施することにより、効率的かつ効果的に実施されると認められる場合に、本事業を特定事業として選定する。

選定基準は次のとおりである。

- ア 本施設の施設整備業務、維持管理業務及び運営業務が同一の水準にある場合においては、事業期間全体を通じた市の財政負担の縮減が期待できること。
- イ 市の財政負担が同一の水準にある場合においては、本施設の施設整備業務、維持管理業務及び運営業務の水準の向上が期待できること。

(2) 選定の手順

具体的には、以下の手順により客観的評価を行う。

- ア 市の財政負担見込額による定量的評価
- イ P F I 事業として実施することの定性的評価
- ウ ア及びイによる総合的評価

(3) 選定結果の公表

特定事業の選定を行ったときは、その判断の結果を評価の内容と合わせ、事業者の選定その他公共施設等の整備等への影響に配慮しつつ、平塚市ウェブサイト（以下「市ウェブサイト」という。）等で速やかに公表する。

また、評価の結果、特定事業の選定を行わないことにした時も同様に公表する。

(4) 予定価格の公表

予定価格については、入札説明書で公表する予定である。

第2 事業者の募集及び選定に関する事項

1 事業者選定に関する基本的事項

(1) 選定の方法

市は、事業者の募集及び選定に当たっては、競争性・透明性の確保を配慮した上で、総合評価一般競争入札方式により行う。

(2) 審査の方法

審査は、参加資格審査と提案審査の二段階で実施する。

ア 参加資格審査

市は、一般競争入札に参加しようとする者(以下「入札参加者」という。)に対し、参加表明書及び参加資格審査に必要な書類の提出を求める。

イ 提案審査

市は、参加資格審査通過者に対し、提案内容を記載した提案書類の提出を求める。

(3) 選定委員会の設置と評価

市は、事業者の選定を公平かつ適正に実施するため、学識経験者等で構成される「平塚市学校給食センター整備等事業者選定委員会」(以下「選定委員会」という。)を設置する。選定委員会は、事業者提案の評価及び審査を行う。

2 事業者の募集及び選定の手順

(1) 事業者の募集・選定スケジュール(予定)

本事業における事業者の募集・選定スケジュール(予定)は、次のとおりとする。

令和3年4月21日(水)	実施方針等の公表
令和3年4月28日(水)	実施方針等に関する説明会及び現地見学会
令和3年5月11日(火)~5月13日(木)	直接対話1回目の実施
令和3年5月21日(金)	実施方針等に関する質問・意見の受付締切り
令和3年6月4日(金)	実施方針等に関する質問・意見に対する回答
令和3年7月	特定事業の選定・公表
令和3年7月	入札公告及び入札説明書等の公表
令和3年7月~9月	入札説明書等に関する説明会及び配送校の見学
令和3年8月	入札説明書等に関する質問の受付締切り
令和3年8月	入札説明書等に関する質問に対する回答
令和3年8月	参加表明書、参加資格審査申請書類の受付締切り
令和3年9月	参加資格審査結果の通知
令和3年10月	直接対話2回目の実施
令和3年11月	入札及び提案書類の受付
令和3年12月	落札者の決定及び公表
令和4年1月	基本協定の締結
令和4年1月	事業契約の仮契約締結
令和4年3月	事業契約の締結

(2) 応募手続き等

ア 実施方針等に関する説明会及び現地見学会

市は、実施方針等に関する説明会及び現地見学会を必要に応じて開催する。

実施方針等に関する説明会及び現地見学会の参加を次のとおり受け付ける。

- ・受付期限 令和3年4月26日(月)17時まで
- ・受付方法 電子メールにより提出すること。(第1号様式)

イ 直接対話1回目の実施

市と事業者の意思疎通を十分に確保するとともに、事業者の意見を聴取し、必要に応じて事業を実施方針等に反映することを目的として、市と事業者の直接対話を実施する。

実施方針等に関する直接対話の参加を次のとおり受け付ける。

- ・受付期限 令和3年4月26日(月)17時まで
- ・受付方法 電子メールにより提出すること。(第2号様式)

ウ 実施方針等に関する質問・意見の受付

実施方針等に関する質問、意見を次のとおり受け付ける。

- ・受付期限 令和3年5月21日(金)17時まで
- ・受付方法 電子メールにより提出すること。(第3号様式、第4号様式)

エ 実施方針等に関する質問・意見の回答

直接対話1回目及び実施方針等に関する質問・意見に対する回答を、令和3年6月4日(金)に市ウェブサイトにおいて公表する。

オ 特定事業の選定・公表

実施方針等に関する意見を踏まえ、PFI事業として実施することが適切であると認める場合、本事業を特定事業として選定し公表する。

カ 入札公告及び入札説明書等の公表

特定事業の選定を踏まえ、入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、様式集、基本協定書(案)及び事業契約書(案)(以下「入札説明書等」という。)を公表する。入札説明書等の公表以降の予定は、随時、市ウェブサイトにおいて公表する。

キ 入札説明書等に関する説明会及び配送校の見学

入札説明書等に関する説明会及び配送校の見学を必要に応じて開催する。

ク 入札説明書等に関する質問の受付

入札説明書等の内容等に関する質問を受け付ける。

ケ 入札説明書等に関する質問に対する回答

入札説明書等の内容等に関する質問に対する回答書を、市ウェブサイトにおいて公表する。

コ 参加表明書、参加資格審査申請書類の受付

入札参加者は、参加表明書及び参加資格審査申請書類を市に提出し、参加資格の審査を受けること。

サ 参加資格審査結果の通知

参加資格審査結果を入札参加者に通知する。

シ 直接対話2回目の実施

市と事業者の意思疎通を十分に確保するとともに、事業者の意見を聴取し、必要に応じて入札説明書等に反映することを目的として、市と事業者の直接対話を実施する。

ス 参加資格がないと認めた理由の説明要求及び説明要求に係る回答

参加資格がないとされた者は、市が参加資格がないと認めた理由について、書面により説明を求めることができる。市は、説明要求があった場合、これに対する回答を行う。

セ 入札及び提案書類の受付

本事業に関する入札書及び事業計画等の提案内容を記載した提案書類を受け付ける。提出場所及び提案に必要な書類は、入札説明書において提示する。

ソ 落札者の決定・公表、基本協定の締結及び事業契約の締結

市は、提出された提案書類及び入札価格による選定委員会の審査結果を経て、落札者を決定する。落札者は、市と基本協定を締結した後、仮契約締結までに本事業を実施する会社法に定める株式会社又は合同会社として特別目的会社（以下「SPC」という。）を平塚市内に設立し、市と仮契約を締結する。市は、事業契約に関して市議会の議決を経た後、SPCと事業契約を締結する。

3 入札参加者の備えるべき参加資格要件

(1) 入札参加者の構成等

入札参加者の構成等は次のとおりとする。

- ア 入札参加者は、本事業の施設整備業務のうち設計を担当する企業（以下「設計企業」という。）建設を担当する企業（以下「建設企業」という。）工事監理を担当する企業（以下「工事監理企業」という。）本事業の維持管理業務を担当する企業（以下「維持管理企業」という。）及び本事業の運営業務を担当する企業（以下「運営企業」という。）を含む複数の企業のグループ（以下「入札参加グループ」という。）により構成されるものとし、入札参加グループの代表企業を定める。
- イ 上記アの業務以外に、調理設備調達業務、配送・回収業務、廃棄物処理業務、資金調達・事業マネジメント等を行う企業（以下「その他企業」という。）を、必要に応じて入札参加グループに含めることができる。
- ウ 同一の企業が複数の業務を実施することができるが、工事監理企業と建設企業を同一の者又は相互に資本面若しくは人事面で関係のある者が兼ねることはできない。（「資本面で関係のある者」とは、当該企業の発行済み株式総数の100分の50以上の株式を有し、又はその出資の総額の100分の50以上の出資をしている者をいい、「人事面で関係のある者」とは、当該企業の役員を兼ねている者をいう。）
- エ 入札参加グループの構成員は、以下の定義により分類される。
 - 代表企業：SPCから直接業務の受託・請負をし、かつSPCに出資する企業のうち、入札参加グループの構成員を代表し入札手続きを行う企業
 - 構成企業：SPCから直接業務の受託・請負をし、かつSPCに出資する企業
 - 協力企業：SPCから直接業務の受託・請負をし、かつSPCには出資しない企業
- オ 入札参加グループの構成員は、他の入札参加グループの構成員になることはできない。また、入札参加グループの構成員のいずれかと資本面若しくは人事面で関係のある者が、他の入札参加グループの構成員となることはできない。ただし、市が事業者との事業契約を締結後、選定されなかった入札参加グループの構成員が、事業者の業務等を支援及び協力することは可能とする。
- カ 落札者は、仮契約締結までに本事業を実施するSPCを設立し、代表企業及び構成企業はSPCに対して出資を行うこと。代表企業及び構成企業は、株式会社によりSPCを設立する場合はSPCの全株式の50%以上を保有することとし、合同会社によりSPCを設立する場合はSPCの出資持分の50%以上を保有すること。また、代表企業は、出資者の中で最大出資比率とすること。さらに、全ての出資者は、事業契約が終了するまでSPCの株式又は出資持分を保有し、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権の設定その他一切の処分を行ってはならない。
- キ 入札参加グループの構成員は、SPCから請け負った業務の一部について、第三者に委託、又は下請人を使用することができるが、その際は、当該委託又は請負にかかる契約を締結する前に市に通知すること。
- ク 代表企業、構成企業又は協力企業のいずれかにおいて、市内に本店を有する者を2者以上含むよう努めること。また、下請等契約等及び原材料の購入等の契約は、可能な限り市内に本店を有する者との間で契約締結すること。なお、入札参加者が提出した提案書類の評価にあたっては、市内に本店を有する者の活用等について評価することを予定している。

(2) 入札参加者の参加資格要件

ア 共通の参加資格要件

入札参加グループの構成員は、次の参加資格要件をすべて満たすものとする。

- (ア) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に掲げる者でないこと。
- (イ) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による更生手続又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による再生手続（以下「更生手続又は再生手続」という。）開始の申立てがなされている者等経営状態が著しく不健全である者でないこと。ただし、更生手続又は再生手続の開始決定を受けた後、再度、平塚市競争入札参加資格者名簿を有することとなった者を除く。
- (ウ) 2 年以内に銀行取引停止処分を受けている者でないこと。ただし、更生手続又は再生手続の開始決定を受けた後、再度、平塚市競争入札参加資格者名簿を有することとなった者を除く。
- (エ) 前 6 か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出している者でないこと。更生手続又は再生手続の開始決定を受けた後、再度、平塚市競争入札参加資格者名簿を有することとなった者を除く。
- (オ) 債務不履行により所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続の開始決定がなされている者でないこと。
- (カ) 入札及び提案書類の提出日から基本協定の締結日までの間に、平塚市一般競争入札参加停止及び指名停止等措置要領に基づく停止措置を受けている者でないこと。
- (キ) 平塚市暴力団排除条例（平成 23 年平塚市条例第 9 号）に定める暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者でないこと。
- (ク) 神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年神奈川県条例第 75 号）第 23 条第 1 項又は第 2 項の規定に違反する者でないこと。
- (ケ) 国税、地方税のいずれも滞納している者でないこと。
- (コ) 市が本事業に係るアドバイザリー業務を委託した株式会社長大（同協力事務所として内藤滋法律事務所）と資本関係又は人的関係のある者でないこと。
- (サ) 選定委員会の委員が所属する企業又はその企業と資本関係又は人的関係のある者でないこと。
- (シ) 令和 3・4 年度平塚市競争入札参加資格者名簿に登録があること。
- (ス) P F I 法第 9 条に示される欠格事由に該当しない者であること。

イ 業務別の参加資格要件

入札参加グループの構成員のうち、設計、建設、工事監理、維持管理及び運営の各業務に当たる者は、上記アの要件に加えてそれぞれ次の資格要件を満たすこと。

なお、工事監理業務と建設業務は、同一の企業又は資本面若しくは人事面において関係のある者が実施してはならない。

(ア) 設計企業

設計業務に当たる者は、次の a から e の全ての要件を満たしていること。

ただし、設計業務に当たる者が複数である場合は、そのうち 1 者は、次の a から e の全ての要件を満たし、他の者は a 及び b の要件を満たすこと。

- a 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定により、一級建築士事務所

の登録を受けていること。

- b 令和3・4年度平塚市競争入札参加資格者名簿の建築設計に登録があること。
- c 国(公社、公団及び独立行政法人を含む)又は地方公共団体が発注した延べ面積4,000㎡以上で、平成23年度以降に完了した公共施設の実施設計の実績を有していること。
- d HACCP対応施設に対する相当の実績等を有していること。

なお、「HACCP対応施設に対する相当の実績等を有していること。」とは、HACCP認証取得施設、ISO22000認証取得施設又は地方公共団体が行う自主衛生管理評価事業等により、HACCPと同等の自主衛生管理を行っていることと認められた施設の実施設計の実績、ドライシステムの学校給食施設の実施設計の実績、ドライシステムの大量調理施設(民間施設も含む)の実施設計の実績、HACCPに関する書籍の出版等の実績、若しくは、HACCPに関する審査員資格等を有しているものを配置すること等をいう。

大量調理施設とは、大量調理施設衛生管理マニュアル(平成9年3月24日付け衛食第85号)が適用される同一メニューを1回300食以上又は1日750食以上を提供する調理施設をいう。

- e 設計業務に従事する責任者として、次の(a)から(c)の全ての要件を満たす管理技術者を配置することができること。
 - (a) 建築士法第2条第2項に規定される一級建築士の資格を有する者
 - (b) 常勤の自社社員で6か月以上の雇用関係にある者
 - (c) 国(公社、公団及び独立行政法人を含む)又は地方公共団体が発注した延べ面積4,000㎡以上で、平成23年度以降に完了した公共施設の実施設計に管理技術者として従事した実績を有する者

(イ) 建設企業

建設業務に当たる者は、市内に本店を有する者を1人以上含むこと。

なお、1者で当たる場合には、次のaからeの全ての要件を満たすこととし、複数の者で当たる場合にはそのうち1者はaからeを、他の者はaからdの要件を満たすこととする。

- a 令和3・4年度平塚市競争入札参加資格者名簿の建築一式工事に登録があり、同入札参加資格における総合評点(建築一式工事)が830点以上であること。
- b 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定により建築一式工事につき特定建設業の許可を受けていること。
- c 当該年度を含む過去3年間に平塚市発注工事において工事成績評点60点未満の工事を施工した者で業務の改善が見込めない者でないこと。
- d 建設業法に従い適正な技術者を配置でき、契約時に技術者の資格・会社との雇用関係を示す書類を提出できること。
- e 平成23年度以降に、延べ面積4,000㎡以上の公共施設の施工を完了した実績を有していること。なお、共同企業体(JV)で施工した場合、JVの構成員数が3者の場合は20%以上出資した者、2者の場合は30%以上出資した者について実績とみなす。

(ウ) 工事監理企業

工事監理業務に当たる者は、次のaからeの全ての要件を満たしていること。

ただし、工事監理業務に当たる者が複数である場合は、そのうち1者は、次のaからeの全ての要件を満たし、他の者はa及びbの要件を満たすこと。

- a 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定により、一級建築士事務所の登録を受けていること。
- b 令和3・4年度平塚市競争入札参加資格者名簿の建築設計に登録があること。
- c 国（公社、公団及び独立行政法人を含む）又は地方公共団体が発注した延べ面積4,000㎡以上で、平成23年度以降に完了した公共施設の実設計又は工事監理の実績を有していること。
- d HACCP対応施設に対する相当の実績等を有していること。

なお、「HACCP対応施設に対する相当の実績等を有していること。」とは、HACCP認証取得施設、ISO22000認証取得施設又は地方公共団体が行う自主衛生管理評価事業等により、HACCPと同等の自主衛生管理を行っていると認められた施設の実設計又は工事監理、ドライシステムの学校給食施設の実設計又は工事監理の実績、ドライシステムの大量調理施設（民間施設も含む）の実設計又は工事監理の実績、HACCPに関する書籍の出版等の実績、若しくは、HACCPに関する審査員資格等を有しているものを配置すること等をいう。

大量調理施設とは、大量調理施設衛生管理マニュアル（平成9年3月24日付け衛食第85号）が適用される同一メニューを1回300食以上又は1日750食以上を提供する調理施設をいう。

- e 工事監理業務に従事する責任者として、次の（a）から（c）の全ての要件を満たす管理技術者を配置することができること。
 - （a）建築士法第2条第2項に規定される一級建築士の資格を有する者
 - （b）常勤の自社社員で6か月以上の雇用関係にある者
 - （c）国（公社、公団及び独立行政法人を含む）又は地方公共団体が発注した延べ面積4,000㎡以上で、平成23年度以降に完了した公共施設の実設計又は工事監理に管理技術者として従事した実績を有する者

（イ）維持管理企業

維持管理業務に当たる者は、次のaの要件を満たしていること。

維持管理業務に当たる者が複数である場合は、そのうち1者が満たしていること。

- a 国（公社、公団及び独立行政法人を含む）又は地方公共団体が発注した延べ面積4,000㎡以上で、平成23年度以降に完了した公共施設の維持管理業務の実績を有していること。

（オ）運営企業

運営業務に当たる者は、次のa及びbの要件を満たしていること。

運営業務に当たる者が複数である場合は、調理業務に当たる者のうち1者が満たしていること。

- a 平成23年度以降に、3,500食/日規模のドライシステムの学校給食センター又はドライシステムの大量調理施設（民間施設も含む）において、元請けとしての調理業務の実績を有していること。
- b 学校給食センターでの調理業務の経験が3年以上で、かつ、栄養士又は調理師のいず

れかの資格を有する者を、正規職員の調理責任者として配置することができること。

(3) 参加資格の確認及び失格要件

参加資格の確認基準日は、参加表明書及び参加資格審査申請書類の受付締切日とする。ただし、参加資格の確認基準日から契約締結までの期間に、入札参加グループの構成員が上記入札参加者の備えるべき参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には失格とする。ただし、市と協議の上、市が認めた場合に限り、代表企業以外の構成員については変更する場合がある。

(4) 提案書類の取扱い

ア 著作権

提案書類の著作権は、入札参加者に帰属する。ただし、市は、本事業の公表及びその他、市が必要と認める場合、落札者の提案書類の一部又は全部を無償で使用できるものとする。また、落札者以外の提案については、本事業の審査結果の公表以外には使用しない。

なお、提出を受けた書類は返却しない。

イ 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法、運営方法等を使用した結果生じた責任は、原則として入札参加者が負うものとする。

4 審査及び選定に関する事項

(1) 選定委員会

提案書類の審査は、学識経験者等で構成する選定委員会が行う。

(2) 審査の手順及び方法

ア 参加資格審査

市は、参加表明時に提出する参加資格審査申請書類について、参加資格要件の具備を確認し、参加資格審査結果を選定委員会及び入札参加者に通知する。

イ 提案審査

あらかじめ設定した「落札者決定基準」に従って、選定委員会において提案書類の審査を総合評価の方法により行い、順位を決定する。総合評価は、入札参加者の提出した提案内容について評価項目ごとに得点化し、得点の合計（総合評価値）が最も高い提案を行った入札参加者を1位とし、以下総合評価値の高い順に順位を決定する。なお、評価項目や評価方法は、「落札者決定基準」に示す。

ウ 審査事項

審査事項は「入札説明書」に添付する「落札者決定基準」に示す。

エ 審査結果

市は、選定委員会による審査結果に基づき、落札者を決定し、その審査結果を入札参加者に対して通知するとともに、市ウェブサイト等で公表する。

第3 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1 責任分担に関する基本的な考え方

本事業における責任分担の基本的な考え方は、市と事業者が適正にリスクを分担することにより、低廉で質の高いサービスの提供を目指すものであるため、施設の整備及び維持管理・運営の責任は、原則として事業者が負うものとする。ただし、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、市が責任を負うものとする。

2 予想されるリスクと責任分担

予想されるリスク及び市と事業者の責任分担は、原則としてリスク分担表（案）に定めるとおりとし、責任分担の程度や具体的な内容については、事業契約書（案）に示す。

3 市による事業の実施状況の監視（モニタリング）

市は、事業者が実施する施設の整備及び維持管理・運営について、定期的に監視を行う。また、具体的な監視の方法、内容等については、事業契約書（案）に定める。

なお、事業者の提供する施設の整備及び維持管理・運営に係るサービスが十分に達せられない場合には、市は事業者に対して是正勧告を行い、改善策の提出・実施を求めるとともに、必要に応じて、サービスに対する支払いの減額等を行うことができることとする。

表 リスク分担表（案）

段階	リスクの種類	整理 No	概要	負担者	
				市	事業者
共通	入札手続	1	入札説明書の誤り、入札手続の誤り		
	法令変更	2	本事業に直接関連する法令の新設・変更等		
		3	その他広く事業者一般に影響を与える法令の新設・変更等		
	税制変更	4	事業者の利益に課される税制度の新設・変更等		
		5	上記以外の税制度の新設・変更等		
	許認可取得遅延	6	市の帰責事由による許認可の取得遅延		
		7	上記以外の事由による許認可の取得遅延		
	住民対応	8	本事業を行うこと自体に関する反対運動・訴訟等		
		9	事業者が行う業務、提案内容に関する訴訟・苦情等		
	環境問題	10	事業者が行う業務、提案内容に起因する環境問題（騒音、振動、電波障害、有害物質の排出など）		
	第三者への賠償	11	市の帰責事由により第三者に損害を与えた場合		
		12	事業者の帰責事由により第三者に損害を与えた場合		
	入札説明書等の変更	13	市の事由により、入札説明書等に規定した事業の内容や要求水準等が変更される場合		
	金利変動	14	入札日から入札説明書等で規定する金利確定日までの金利変動		
		15	入札説明書等で規定する金利確定日以降の金利変動		
	物価変動（ ）	16	本施設の供用開始前の物価変動		
		17	本施設の供用開始後の物価変動		
	資金調達	18	本事業に必要な資金の確保に係る費用		
	本事業の中止・延期	19	市の帰責事由により本事業を中止・延期した場合		
		20	事業者の帰責事由により本事業を中止・延期した場合		
	構成員の能力不足等	21	事業者の構成員の能力不足等による事業悪化		
	不可抗力（ ）	22	戦争、風水害、地震等その他自然的又は人為的な現象のうち通常の予見可能な範囲を超えるもの		
契約前	入札費用	23	本事業への入札に係る費用		
	契約の未締結・遅延	24	事業者の帰責事由による契約締結遅延等		
		25	議会の議決が得られない場合		
		26	上記以外の事由による契約締結遅延等		
設計	測量・調査	27	市が実施し、入札説明書等とともに開示した測量、調査に関するもの		
		28	事業者が実施した測量、調査に関するもの		
設計	計画・設計・仕様変更	29	市の帰責事由により変更する場合		
		30	事業者の帰責事由により変更する場合		
	調査費・設計費等の変動	31	市の帰責事由によるもの		
		32	事業者の帰責事由によるもの		
	設計の完了遅延	33	市の帰責事由によるもの		
		34	事業者の帰責事由によるもの		

段階	リスクの種類	整理 No	概要	負担者	
				市	事業者
建設	用地の確保	35	本施設建設予定地の確保に関するもの		
		36	本施設建設予定地以外の、本施設建設に要する用地の確保に関するもの		
	用地の瑕疵	37	本施設建設予定地の土壌汚染の顕在化のうち、市が実施し、入札説明書等とともに開示した資料からは予見不可能なもの	○	
		38	本施設建設予定地の地下埋設物の顕在化のうち、市が実施し、入札説明書等とともに開示した資料からは予見不可能なもの		
		39	上記以外の場合		
	地質・地盤	40	市が実施し、入札説明書等とともに開示した調査結果からは予見不可能な地質・地盤が判明した場合		
		41	上記以外の場合		
	工事遅延	42	市の帰責事由によるもの		
		43	事業者の帰責事由によるもの		
	工事費の変動	44	市の帰責事由によるもの		
		45	事業者の帰責事由によるもの		
	要求水準未達	46	本施設完成後、市の検査で要求性能に不適合の部分、施工不良部分が発見された場合		
	施設損害	47	工事材料、建設機械器具、引き渡し前の工事目的物について生じた損害、その他工事の施工に関して生じた損害		
	工事監理の不備	48	工事監理の不備により工事内容、工期などに不具合が発生した場合		
維持管理・運営	運営開始の遅延	49	市の帰責事由によるもの		
		50	事業者の帰責事由によるもの		
	支払遅延・不能	51	市の帰責事由によるサービス対価の支払の遅延・不能によるもの		
	要求水準未達	52	事業者の行う維持管理・運営業務の内容が事業契約書等に定める水準に達しない場合		
	維持管理費の変動	53	市の帰責事由によるもの		
		54	事業者の帰責事由によるもの		
	本施設等の損傷	55	市の帰責事由によるもの		
		56	上記以外の場合		
	本施設等の瑕疵	57	瑕疵担保期間内		
		58	瑕疵担保期間終了後		
	光熱水費及び運営費の変動	59	市の帰責事由によるもの		
		60	給食調理数の増減によるもの		
		61	給食配送校の変更によるもの		
		62	電気、ガス、水道料金の単価の改定によるもの		
63		給食配送経路の交通事情の変化によるもの			
64		事業者の帰責事由によるもの			

段階	リスクの種類	整理 No	概要	負担者	
				市	事業者
維持管理・運営	食器等の破損	65	市の帰責事由によるもの		
		66	学校、児童・生徒の帰責事由によるもの		
		67	事業者の帰責事由によるもの		
	異物混入・食中毒	68	食材検収時に確認された調達食材の異常		
		69	検収後の保存方法に起因する調達食材の異常		
		70	調理過程における調理方法の不適による食材の異常		
		71	調理・配送に起因する異物混入		
		72	学校での配膳以降、児童・生徒に給食が提供される間に発生した異物混入		
	アレルギー対応	73	アレルギー等をもつ児童・生徒の情報収集不備、アレルギー等情報の伝達ミス、校内での配食ミス、食材調達時の誤り		
		74	突発的な発症(事前に把握が困難なアレルギー等物質による)		
		75	事業者の帰責事由によるもの		
	配送・配膳の遅延	76	交通混雑、悪天候による遅延のうち、通常想定できない要因によるもの		
		77	食材の納入、市による食材検収の遅延によるもの		
		78	上記以外の事由によるもの		
	配送・配膳時の事故・配送校の損傷	79	事業者の帰責事由によるもの		
80		上記以外の場合	○		
移管	性能確保、移管手続き	81	事業終了時における本施設の性能確保に関するもの		
		82	事業の終了手続きに係る諸費用に関するもの及び事業者の清算手続きに伴うもの		

：主分担 ：従分担

：一定範囲までは事業者負担、それ以上は市負担

第4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

1 立地条件

- (1) 事業用地 平塚市田村九丁目（別紙参照）
- (2) 用途地域 準工業地域、工業専用地域
- (3) 建ぺい率 60%
- (4) 容積率 200%
- (5) 敷地面積 約 16,170 m²

2 施設要件

本施設に必要な機能は、以下のものを想定している。

詳細は、要求水準書（案）に記載する。

【本施設の区域区分（参考）】

区分区域		諸室等	用途
一般エリア	市専用部分	市職員用事務室(更衣室、給湯室等)、市職員用玄関、市職員用便所等	・市職員の事務
	共用部分	研修会議室、試作調理室、見学通路、来客用便所、多目的便所、廊下等、施設出入口等	・外来者の見学、講習、会議等
	事業者専用部分	事業者用事務室、事業者用玄関、調理員用便所、調理員用更衣室、調理員用休憩室、食堂兼休憩室等	・調理員の更衣・休憩・食事等
給食エリア	汚染作業区域	[検収・下処理ゾーン] 食材搬入用プラットホーム、荷受室、検収室、肉・魚・卵下処理室、野菜下処理室、冷蔵庫(室)・冷凍庫、米庫、洗米室、食油庫、廃棄物庫、汚染区域用器具洗浄室(検収・下処理ゾーン)、食品庫・調味料庫、食品仕分室、物品倉庫等 [洗浄ゾーン] 洗浄室、汚染食器洗浄室(洗浄ゾーン)、残渣室、回収風除室、物品倉庫等	・荷受、検収、根菜野菜類などの洗浄・下処理、魚肉類の下処理、食器及び食缶等の洗浄等
	非汚染作業区域	[調理ゾーン] 炊飯室、煮炊き調理室、揚物・焼物・蒸し物室、アレルギー等対応食調理室、和え物室等 [洗浄ゾーン] 非汚染区域用器具洗浄室 [配送・コンテナプールゾーン] コンテナ室、配送風除室等	・調理、食品の盛付け・配食、洗浄後の食器及び食缶の消毒
	一般区域	汚染作業区域前室、非汚染作業区域前室、洗濯・乾燥室、配送員用控入室、調理従事者用便所、倉庫等	・調理員が各作業室へ入室するための更衣・休憩・会議等

区分	施設等	用途
付帯施設	機械室、排水処理施設、受水槽、ごみ置場、植栽、駐車場、駐輪場(自転車等駐車場)、敷地内通路、門扉及び塀、防火水槽等	<ul style="list-style-type: none"> ・各種建築設備機器設置 ・調理作業区域からの排水処理や廃棄物の保管 ・職員や外来者、配送車両の駐車

第5 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項

事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合、市と事業者は、誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、事業契約中に規定する具体的措置に従う。

また、事業契約に関する紛争については、市役所の所在地を管轄する裁判所を合意による第一審の専属管轄裁判所とする。

第6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

本事業において、事業の継続が困難となった場合には、次の措置をとることとする。

1 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

- (1) 事業者の提供するサービスが、事業契約で定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、市は、事業者に対して、修復勧告を行い、一定期間内に修復策の提出・実施を求めることができる。事業者が当該期間内に修復をすることができなかつたときは、市は、サービスの対価の減額又は支払停止措置を取ること、又は、事業契約を解約することができる。
- (2) 事業者が倒産し、又は事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、市は事業契約を解約することができる。
- (3) 前2号の規定により市が事業契約を解約した場合、事業者は、市に生じた損害を賠償しなければならない。

2 市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

- (1) 市の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、事業者は事業契約を解約することができるものとする。
- (2) 前号の規定により事業者が事業契約を解約した場合、市は、事業者に生じた損害を賠償するものとする。

3 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合

不可抗力その他市又は事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、市及び事業者双方は、事業継続の可否について協議する。一定の期間内に協議が整わないときは、それぞれの相手方に事前に書面によるその旨の通知をすることにより、市及び事業者は、事業契約を解約することができるものとする。

4 金融機関と市の協議（直接協定）

事業が適正に遂行されるよう、一定の重要事項について、必要に応じて、事業者に資金提供を行う金融機関と市で協議し、直接協定を締結する。

5 その他

その他、事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、事業契約に定める。

第7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

P F I 法に規定する法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合には、市は、事業者が措置並びに支援を受けることができるよう努める。

また、市は本事業においての交付金及び地方債等を充当することを想定しているため、事業者は、交付金又は起債申請等に必要な書類等の作成及び支援を行うこと。

第8 その他特定事業の実施に関し必要な事項

1 議会の議決

市は、債務負担行為等の設定に関する議案を令和3年6月市議会定例会に、事業契約の締結に関する議案を令和4年3月市議会定例会に上程する予定である。

2 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報提供は、市ウェブサイトにて適宜公表する。

3 入札参加に伴う費用負担

入札参加に伴う費用は、すべて入札参加者の負担とする。

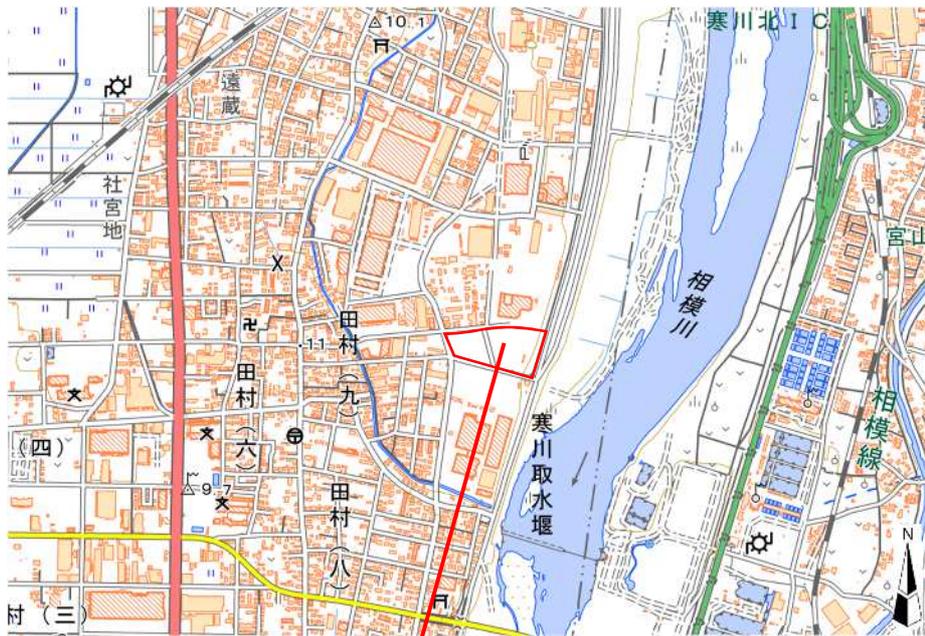
4 実施方針等に関する問合せ先

実施方針等に関する問合せ先は、次のとおりとする。

担当部署	平塚市教育委員会 学校教育部学校給食課
所在地	〒254-8686 神奈川県平塚市浅間町9番1号
電話	：(0463)23-1111(代表) ：(0463)35-8119(直通)
F A X	：(0463)36-7555
電子メールアドレス	：k-shitsumon@city.hiratsuka.kanagawa.jp
ウェブサイトアドレス	：http://www.city.hiratsuka.kanagawa.jp/

別紙 建設予定地位置図

(位置図)



出典：国土地理院地図

(詳細図)



実施方針等に関する（説明会・現地見学会）の参加申込書

会社名		
所在地		
部署名		
担当者名		
電 話		内線（ ）
F A X		
E - mail		
参加者 (2名まで)	説明会 ^{注2}	
	参加・不参加	
	現地見学会 ^{注2}	
	参加・不参加	

注1 実施方針等は、各自でダウンロードし、説明会当日、御持参ください。

注2 説明会及び現地見学会のそれぞれに、参加、不参加のいずれかを で囲ってください。

～ 説明会・現地見学会開催日程 ～	
開催日：令和3年4月28日（水）	
【説明会】	時 間：14時開始（受付開始13時30分から） 会 場：神田公民館 集会室（平塚市田村三丁目12番5号） 駐車場（30台ほど）有り 説明会での実施方針等の配付は行ないませんので御注意ください。
【現地見学会】	時 間：15時30分開始 会 場：田村自転車等保管場（平塚市田村九丁目25番） 敷地内に駐車可能

直接対話 1 回目の参加申込書

「(仮称)平塚市学校給食センター整備・運営事業」に関する直接対話 1 回目の参加を申し込みます。

提出者	会社名	
	所在地	
	部署名	
	担当者名	
	電話	内線 ()
	F A X	
	E - mail	
参加者氏名(所属会社・所属部署)		

参加者が複数いる場合は、適宜追加してください。(3名まで)

希望日時

区分	日にち	時間
第 1 希望	11日(火)、 12日(水)、 13日(木)	
第 2 希望	11日(火)、 12日(水)、 13日(木)	
第 3 希望	11日(火)、 12日(水)、 13日(木)	
第 4 希望	11日(火)、 12日(水)、 13日(木)	
第 5 希望	11日(火)、 12日(水)、 13日(木)	

ご希望の日時にチェックを入れてください。(第 1 希望から第 5 希望の全てにチェックを入れてください)

日にち : 5月11日(火)~13日(木)

時間 : 9時~10時、 10時30分~11時30分、 13時~14時、 14時30分~15時30分、 16時~17時

決定後の日時と場所は4月28日(水)に別途通知します。ご希望に添えない場合もあります。

対話の内容

	項目	対話の内容
1		
2		
3		
...		

行が不足する場合は追加してください。

可能な範囲でご記入ください。詳細は当日のご提示でも構いません。

実施方針等に関する質問書

「(仮称)平塚市学校給食センター整備・運営事業」に関する実施方針及び要求水準書(案)について、次のとおり質問がありますので提出します。

提出者	会社名	
	所在地	
	部署名	
	担当者名	
	電話	内線()
	F A X	
	E - mail	
提出質問数		

	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容
1							
2							
...							
(例)	実施方針	1	1	(1)	ア	事業名称	

Microsoft 社製 Excel (Windows 版) のファイル形式で提出してください。

実施方針等に関する意見書

「(仮称)平塚市学校給食センター整備・運営事業」に関する実施方針及び要求水準書(案)について、次のとおり意見がありますので提出します。

提出者	会社名	
	所在地	
	部署名	
	担当者名	
	電話	内線()
	F A X	
	E - mail	
提出意見数		

	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	意見の内容
1							
2							
...							
(例)	実施方針	1	1	(1)	ア	事業名称	

Microsoft 社製 Excel (Windows 版) のファイル形式で提出してください。